

保健福祉常任委員会

令和5年10月24日(火)

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第3回定例会
招集日時 令和5年10月24日(火) 午前10時
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 遠 藤 憲 子
副 委 員 長 出 澤 大
委 員 柳 井 哲 也
" 須 藤 京 子
" 藤 田 尚 美
" 甲 斐 徳之助
" 加 藤 政 之

欠席委員 なし

出席説明員
保健福祉部長 渡 辺 恭 子
保健福祉部次長兼
高齢福祉課長 宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼
医療年金課長 石 野 尚 生
保 育 課 長 糸 賀 崇 子

議会事務局出席者
書 記 山 越 和 子
書 記 飯 田 晴 男

令和5年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 56号 | 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 57号 | 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 意見書案第4号 | ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について |

午前9時58分開会

○遠藤委員長 おはようございます。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、保健福祉部長、保健福祉部次長兼高齢福祉課長、保健福祉部次長兼医療年金課長、保育課長であります。書記として山越さん、飯田さんが出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第56号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○糸賀保育課長 おはようございます。保育課の糸賀と申します。よろしくをお願いいたします。

議案第56号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

改正による変更点は、2点ございます。

1点目は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、文言の整理を行うものです。こども家庭庁の設置により厚生労働省から内閣府への事務移管に伴い条例第15条第1項第4号及び第44条中厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものとなります。

2点目は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正による項ずれに伴い、同項の規定に引用している条例第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めるものとなります。施行日は公布の日から施行となります。

以上でございます。

○遠藤委員長 これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見がある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。通告済みです。

まず、これの具体的な事業の内容を確認しておきます。それとその該当事業所が牛久市内にどのくらいあるのか、2件でございます。よろしく申し上げます。

○遠藤委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 では、御質問がありましたこちらの事業についてお答えいたします。

まず特定教育保育施設、こちらは施設型給付費、施設の運営等に係る費用の補助を受けるために市町村から確認の行われた保育園、認定こども園、幼稚園となります。市内の施設としましては公立保育園が3園、民間保育園が11園、認定こども園が3園、公立幼稚園2園となります。

もう1点、特定地域型保育事業、こちらにつきまちは小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などがございます。こちら、市内の施設としましては小規模保育事業3園になります。

以上になります。

○遠藤委員長 甲斐委員、よろしいですか。

○甲斐委員 はい。

○遠藤委員長 御発言ございますか、ほかの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で議案第56号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第57号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第57号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○糸賀保育課長 引き続き、御説明させていただきます。

議案第57号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、文言の整理を行うものです。こども家庭庁の設置により厚生労働省から内閣府への事務移管に伴い、条例第25条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものとなります。施行日は公布の日から施行となります。

以上でございます。

○遠藤委員長 これより議案第57号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。こちら先ほどと同じなんですけれども、具体的な事業内容のほうを確認取らせていただくのと、市内にそういう施設があるのかどうなのかということをお願いいたします。

○遠藤委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 こちら、条例に規定されています事業につきましては、保育者の居宅等でゼロから2歳児を1名から5名保育する事業になります。事業の種類としましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当になります。市内の施設としましては、小規模保育事業3園がございます。その他の事業については現在、市内には施設はございません。以上になります。

○遠藤委員長 甲斐委員。

○須藤委員 こちらのほうは、何か県とかで推進とか事業のほうを進めているというふうな話も出ているんですけども、ないという御答弁でありましたが、今後そういうお考えはあるのかなのか確認を取っておきたい思います。よろしくをお願いします。

○遠藤委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 今後の事業についてでございますが、現在牛久市内では国基準の待機児童が発生していない状況になります。現在の認可施設、こちらのほうで保育士不足等を解消できればお子さんを預かることができますので、新たな事業の開始というのは現在のところは考えておりません。

以上になります。

○遠藤委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 どうしてもやりたいという人が出てきても、それは検討はなされないのかなというのも再度聞いてもいいでしょうか。

○遠藤委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 現在御相談等を受けている事業者の方がいらっしゃるんですけども、そういった御意見があればお話をお聞きして、今後の状況等を考えながら検討してまいります。

以上になります。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは今、市内での状況を伺ったところですけども、このうち多分コロナ以前ということになるのは居宅訪問型の事業所さんがあったというふうに思っておりますけれども、これが今休止の状態なのかそれとも廃止のような状況なのかこれまでの実績もそれぞれあったのかどうか潜在的なニーズと潜在的と言えるかどうか分からないんですが、医療的ケア児を抱えている家庭とか重度の障害をお持ちの方とかこういう訪問型を利用されるような方もいらっしゃるのではないかなと個人的にはちょっと思っているんですが、それが活用されたような状況があったのかどうかその点を伺いたいと思います。

○遠藤委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 御質問の居宅訪問型保育事業についてなんですが、こちらの事業につきましては、保育を必要とする乳幼児のゼロから2歳児の自宅において家庭的保育者による保育を行う事業となっていて、障害等のあるお子さんについて集団保育は困難であると認められる児童等の保育を行なうということで、牛久市では平成30年の5月1日に市で初めて居宅訪問型保育事業、アリーという事業所になるんですが、そちらの認可を行っております。こちらのほうは認可後に職員の退職等により継続が困難となりまして、平成31年の1月14日から事業の休止を行ってまいりました。最終的には令和3年12月1日に事業の継続を断念しまして、廃止の届出が出されまして、現在廃止となっております。こちらの事業開始から廃止までの期間なんですが、利用を希望する方が1名もいらっしゃらない状況でした。今後、利用希望者がいた場合ということになるんですけども、現在はこちらの事業のほうで廃止しておりますので対応できる事業所のほうはありませんけれども、居宅訪問型保育事業については市が認可をすることになりますので、

事業の実施を希望する法人がいらっしゃれば、また希望者等がいらっしゃれば、認可をすることも可能となります。また保育ではありませんが、早期の療育の観点からのぞみ園との市内の児童発達支援施設などへの御案内をすることも考えております。

以上になります。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 その事業所が運営されていたときには利用がないということで、この対象がゼロ歳から2歳までということになると、かなりの重度、医ケア児などの場合は病院にいらっしゃるというようなことも多いのかもしれない。それ以降のある程度体がしっかりしてきた中でそういう重度のということになると、またこれちょうど対象違ってくるといふふうに思うので、その辺は今後の状況というのあると思うんですが、今おっしゃっていただいたようにのぞみ園の事業等でもカバーできる分はあるかもしれませんが、また市内の状況を見ながら市が認定で、そういう会議があるんですよね、設立の認可をするみたいなのがあると思うんで、その辺は柔軟に対応のほうをお願いしたいと思ひまして、これは要望でございますので、結構です。

○遠藤委員長 ほかに、意見、質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構でございます。ありがとうございました。

次に、意見書案第4号ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより意見書案第4号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で意見書案第4号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第4号についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 ございませんか。なければ以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第4号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。

令和5年第2回定例会から本委員会の継続調査事項となっております牛久市の介護保険事業について、ケアラー、ヤングケアラーの支援についての2項目を引き続き本委員会の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、牛久市の介護保険事業について、ケアラー、ヤングケアラーの支援についてを本委員会の閉会中の継続調査事項とすることに決し、議長宛てに閉会中の継続調査の申出をいたします。

それでは、最後にお諮りをいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定をいたしました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

午前10時16分閉会